

香川県報



号外

平成 18 年

12月26日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
（法務文書課）

二

●香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例の施行期日を定める規則

（ ）

一

●香川県公報発行規則の一部を改正する規則

（ ）

一

●香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則

（ ）

一

●香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規則

（ ）

一

●香川県公告の用字及び用語の整備等について

（ ）

一

●香川県議会会議規則の用字及び用語の整備等に関する規則

（ ）

一

●香川県議会告示の形式の変更等に関する規程

（ ）

一

●香川県教育委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

（ ）

一

●香川県教育委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

（ ）

一

●香川県教育委員会公告の用字及び用語の整備等について

（ ）

一

●香川県公安委員会規則

一七

●香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則

二〇

●香川県公安委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

二七

●香川県公安委員会告示

二九

●香川県公安委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

二九

警察本部告示

三一

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

三一

●香川県警察本部告示の用字及び用語の整備等に関する規程

三二

選挙管理委員会規則

三五

●香川県選挙管理委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規程

三五

選挙管理委員会告示

三五

●香川県選挙管理委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

三五

人事委員会規則

四〇

●香川県人事委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

四〇

人事委員会告示

四〇

●香川県人事委員会告示の形式の変更等に関する規程

四〇

労働委員会規程

四一

●香川県労働委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

四一

労働委員会告示

四一

●香川県労働委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

四一

収用委員会規則

四一

●香川県収用委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

四一

収用委員会告示

四一

●香川県収用委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

四一

海区漁業調整委員会規程

四一

●香川県海区漁業調整委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

四一

内水面漁場管理委員会規程

四二

●香川県内水面漁場管理委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

四二

企業管理規程

四二

●香川県企業管理規程の用字及び用語の整備等に関する規程

四二

企業告示

●香川県企業告示の用字及び用語の整備等に関する規程

規 則

香川県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百一号

香川県公告式条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県公告式条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第六十五号)の施行期日は、平成十九年一月一日とする。

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百二号

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例の施行期日を定める規則

香川県条例の用字及び用語の整備等に関する条例(平成十八年香川県条例第六十六号)の施行期日は、平成十九年一月一日とする。

香川県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百三号

香川県公報発行規則の一部を改正する規則

香川県公報発行規則(昭和三十六年香川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。第一条中「この」を「香川県公告式条例(昭和二十五年香川県条例第三十二号。以下「公告式条例」という。)に定めるもののほか、この」に改める。

第五条第一項中「七日前の正午」を「四日(休日条例第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。前)に改め、同条第二項を削る。

第七条から第九条まで及び別記様式を削る。

第六条中「県報」を「公告式条例第六条第三項の規定により書面をもつて発行した県報」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第六条 公告式条例第六条第一項に規定する情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。(不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置)

第七条 公告式条例第六条第一項に規定する不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものは、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百四号

香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の用字及び用語の整備並びに形式の変更に関し必要な事項を定めるものとする。(用字及び用語の整備)

第二条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改

める。

一 よう音として用いられている「や」、「ゆ」又は「よ」	それぞれ「や」、「ゆ」又は「よ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
六 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七 動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「已む」の語幹「已」	「や」
十一 かかる	係る
十二 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十三 各号の一	各号のいずれか
十四 但し	ただし
十五 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
十六 すみやかに	速やかに
十七 および	及び

十八 または	又は
十九 の定が	の定めが
二十 うえ	上
二十一 つど	都度
二十二 手続き	手続
二十三 虞れ	おそれ
二十四 の通り	のとおり

(形式の変更等)

第三条 既存規則の形式を左横書きに改正する。

2 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表（別表を含む。以下同じ。）及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)

十二 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十三 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十四 上欄	左欄
十五 下欄	右欄

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十五の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で別に定めるものについては、適用しない。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付等をされている改正前の既存規則(以下「改正前規則」という。)の様式による通知書等は、改正後の既存規則の様式による通知書等とみなす。

3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

●香川県告示第七百二十七号

香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(以下「既存告示」という。)の用字及び用語の整備並びに形式の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
二	促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」
三	動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四	動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五	動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
六	動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七	動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八	動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九	動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十	動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一	動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二	動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」

十三	かかる	係る
十四	形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五	各号の一	各号のいずれか
十六	「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十七	外(直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。)	ほか
十八	すみやかに	速やかに
十九	および	及び
二十	ならびに	並びに
二十一	または	又は
二十二	もしくは	若しくは
二十三	「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定め」、「の定めが」又は「の定め」
二十四	うえ	上
二十五	つど	都度
二十六	手続き	手続
二十七	「虞れ」又は「恐れ」	おそれ
二十八	の通り	のとおり
二十九	終り	終わり

三十 且つ	かつ
三十一 毎に	ごとに
三十二 これ等	これら

(形式の変更等)

第三条 既存告示の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表(別表を含む。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表(別表及び規程形式以外の既存告示を含む。以下同じ。)中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを	アラビア数字
引用するために用いられている当該文字又は数字	
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
十二 「左」又は「左記」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	それぞれ「上記」又は「同上」

十四 「上欄」又は「上段」	左欄
十五 中段	中欄
十六 「下欄」又は「下段」	右欄

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で別に定めるものについては、適用しない。

(補則)

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に交付等をされている改正前の既存告示(以下「改正前告示」という。)の様式による通知書等は、改正後の既存告示の様式による通知書等とみなす。

3 改正前告示の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

公 告

香川県公告の用字及び用語の整備等について次のように定め、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告の用字及び用語の整備等について

一 趣旨

この公告は、この公告の施行の際現に定められている公告(以下「既存公告」という。)

二 用字及び用語の整備
 の用字及び用語の整備並びに形式の変更に関し必要な事項を定めるものとする。
 既存公告中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
六 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七 動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一 動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二 動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」
十三 かかる	係る
十四 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五 各号の一	各号のいずれか

<p>十六 「但し」又は「但書」</p>	<p>それぞれ「ただし」又は「ただし書」</p>
<p>十七 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）</p>	<p>ほか</p>
<p>十八 すみやかに</p>	<p>速やかに</p>
<p>十九 および</p>	<p>及び</p>
<p>二十 ならびに</p>	<p>並びに</p>
<p>二十一 または</p>	<p>又は</p>
<p>二十二 もしくは</p>	<p>若しくは</p>
<p>二十三 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」</p>	<p>それぞれ「に定めが」、「に定めの」、「の定めが」又は「の定めの」</p>
<p>二十四 うえ</p>	<p>上</p>
<p>二十五 つど</p>	<p>都度</p>
<p>二十六 手続き</p>	<p>手続</p>
<p>二十七 「虞れ」又は「恐れ」</p>	<p>おそれ</p>
<p>二十八 の通り</p>	<p>のとおり</p>
<p>二十九 終り</p>	<p>終わり</p>
<p>三十 且つ</p>	<p>かつ</p>
<p>三十一 毎に</p>	<p>ごとに</p>
<p>三十二 これ等</p>	<p>これら</p>

<p>三 形式の変更等 1 既存公告の形式を左横書きに改正する。 2 既存公告中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 1198 1244 1758"> <p>一 章、節、款、条、表（別表を含む。）及び様式の番号として用いられている漢数字</p> </td> <td data-bbox="1141 1758 1244 2105"> <p>アラビア数字</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 1198 1133 1758"> <p>二 号の番号として用いられている漢数字</p> </td> <td data-bbox="1045 1758 1133 2105"> <p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1198 1037 1758"> <p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p> </td> <td data-bbox="813 1758 1037 2105"> <p>五十音順による片仮名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1198 805 1758"> <p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p> </td> <td data-bbox="662 1758 805 2105"> <p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1198 654 1758"> <p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p> </td> <td data-bbox="518 1758 654 2105"> <p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1198 510 1758"> <p>六 表（別表及び規程形式以外の既存公告を含む。以下同じ。）中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p> </td> <td data-bbox="311 1758 510 2105"> <p>アラビア数字</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1198 303 1758"> <p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するため</p> </td> <td data-bbox="215 1758 303 2105"> <p>左右を括弧で囲んだアラビア</p> </td> </tr> </table>	<p>一 章、節、款、条、表（別表を含む。）及び様式の番号として用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>	<p>二 号の番号として用いられている漢数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>	<p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>	<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>	<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>六 表（別表及び規程形式以外の既存公告を含む。以下同じ。）中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アラビア数字</p>	<p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するため</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア</p>
<p>一 章、節、款、条、表（別表を含む。）及び様式の番号として用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>														
<p>二 号の番号として用いられている漢数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>														
<p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>														
<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>														
<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>														
<p>六 表（別表及び規程形式以外の既存公告を含む。以下同じ。）中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アラビア数字</p>														
<p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するため</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア</p>														

十六 「下欄」又は「下段」	右欄		
十五 中段	中欄		
十四 「上欄」又は「上段」	左欄		
十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)		それぞれ「上記」又は「同上」	
十二 「左」又は「左記」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)		次	
十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億		アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)	
十 表中その内容を第五次の段階で細分するため用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字		アルファベット順による小文字のアルファベット	
九 表中その内容を第四次の段階で細分するため用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字		左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名	
八 表中その内容を第三次の段階で細分するため用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字		五十音順による片仮名	
に用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字		数字	

四 適用除外

- 1 二並びに三の2の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 2 二、三及び1の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で別に定めるものについては、適用しない。

五 補則

この公告に定めるもののほか、この公告の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議会規則

香川県議会議規則の用字及び用語の整備等に関する規則をここに公布する。
平成十八年十二月二十六日

香川県議会議長 筒 井 敏 行

香川県議会議規則第一号

香川県議会議規則の用字及び用語の整備等に関する規則(趣旨)

第一条 この規則は、香川県議会議規則(昭和三十一年香川県議会議規則第一号。以下「会議規則」という。)の用字及び用語の整備並びに形式の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 会議規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 促音として用いられている「っ」	「っ」
二 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
三 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
四 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
五 動詞「代る」の語幹「代」	「代わ」

六 動詞「はかる」の語幹「はか」	「諮」
七 動詞「採る」の語幹「採」	「と」
八 動詞「附ける」の語幹「附け」	「付け」
九 動詞「附す」の語幹「附」	「付」
十 動詞「聞く」の語幹「聞」	「聴」
十一 動詞「まつ」の語幹「ま」	「待」
十二 動詞「取消す」の語幹「取消」	「取り消」
十三 いづれか	いづれか
十四 すみやかに	速やかに
十五 あわせて	併せて
十六 終り	終わり
十七 申立が	申立てが
十八 写	写し

(形式の変更等)

第三条 会議規則の形式を左横書きに改正する。

2 会議規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節及び条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに)	アラビア数字

固有名詞又は熟語の一部として用いられているものを除く。)

(補則)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

議 会 告 示

●香川県議会告示第五号

香川県議会告示の形式の変更等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県議会議長 筒 井 敏 行

香川県議会告示の形式の変更等に関する規程 (趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている香川県議会告示(以下「既存告示」という。)の形式の変更等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更等)

第二条 既存告示の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている文字	五十音順による片仮名

る当該文字

四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている数字及びこれを引用するために用いられている当該数字

アラビア数字

五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字

左右を括弧で囲んだアラビア数字

六 様式中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている漢数字

左右を括弧で囲んだアラビア数字

七 漢数字（一の項、二の項及び六の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。）

アラビア数字

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの

ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億

(補則)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成十九年一月一日から施行する。
- 2 改正前の既存告示の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

教育委員会規則

香川県教育委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県教育委員会規則第三十三号

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている香川県教育委員会規則（以下「既存規則」という。）の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 よう音として用いられている「ゆ」、「よ」又は「ヤ」	それぞれ「ゆ」、「よ」又は「ヤ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
六 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
七 動詞「差引く」の語幹「差」	「差し」
八 かかる	係る
九 各号の一	各号のいずれか
十 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
十一 すみやかに	速やかに

十二 または	又は
十三 の定が	の定めが
十四 うえ	上
十五 手続き	手続
十六 の通り	のとおり
十七 毎に	ごとに
十八 当り	当たり

(形式の変更等)

第三条 既存規則の形式を左横書きに改正する。

2 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあっては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために	左右を括弧で囲んだアラビア

用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	数字
六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
七 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに固有名詞又は熟語の一部として用いられているものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
八 「左の」又は「左記の」	次の
九 右を	上記を
十 上欄	左欄
十一 下欄	右欄

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から六の項まで及び八の項から十一の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 前条第二項の表八の項の規定は、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号)第四条第二項に用いられている「左の」部分については、適用しない。

3 第二条、前条及び第一項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で教育長が別に定めるものについては、適用しない。

第五条 次に掲げる規則は、廃止する。
(適用期間満了等による規則の廃止)

一 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和三十九年香川県教育委

- 員会規則第一号)
- 二 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十年香川県教育委員会規則第二号)
- 三 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十一年香川県教育委員会規則第三号)
- 四 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十一年香川県教育委員会規則第十六号)
- 五 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十二年香川県教育委員会規則第十五号)
- 六 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十三年香川県教育委員会規則第十六号)
- 七 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十四年香川県教育委員会規則第十六号)
- 八 最高号給をこえる給料月額を受ける職員の昭和四十二年改正条例附則第六項の規定に基づく給料月額に関する規則 (昭和四十五年香川県教育委員会規則第七号)
- 九 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (昭和四十五年香川県教育委員会規則第二十三号)
- 十 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (昭和四十六年香川県教育委員会規則第二十三号)
- 十一 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十七年香川県教育委員会規則第十六号)
- 十二 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の教育委員会規則で定める事由及び日を定める規則 (昭和四十八年香川県教育委員会規則第十四号)
- 十三 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十八年香川県教育委員会規則第十六号)
- 十四 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十九年香川県教育委員会規則第九号)
- 十五 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等に関する規則 (昭和四十九

- 年香川県教育委員会規則第十四号)
- 十六 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和四十九年香川県教育委員会規則第二十七号)
- 十七 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十年香川県教育委員会規則第十五号)
- 十八 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十年香川県教育委員会規則第十九号)
- 十九 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第六項の教育委員会規則で定める事由及び日を定める規則 (昭和五十年香川県教育委員会規則第二十号)
- 二十 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十一年香川県教育委員会規則第十八号)
- 二十一 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十二年香川県教育委員会規則第十四号)
- 二十二 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第九項の教育委員会規則で定める事由及び日を定める規則 (昭和五十二年香川県教育委員会規則第十五号)
- 二十三 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十三年香川県教育委員会規則第十五号)
- 二十四 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十四年香川県教育委員会規則第十九号)
- 二十五 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第五項の教育委員会規則で定める事由及び日を定める規則 (昭和五十四年香川県教育委員会規則第二十号)
- 二十六 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十五年香川県教育委員会規則第十四号)
- 二十七 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第五項の事由及び日を定める規則 (昭和五十六年香川県教育委員会規則第二十六号)
- 二十八 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (昭和五十六年香川県教育委員会規則第二十七号)

二十九 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第七項の月を定める規則（昭和五十六年香川県教育委員会規則第二十九号）

三十 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和五十八年香川県教育委員会規則第十三号）

三十一 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和五十九年香川県教育委員会規則第十号）

三十二 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和六十年香川県教育委員会規則第十四号）

三十三 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和六十一年香川県教育委員会規則第十四号）

三十四 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和六十二年香川県教育委員会規則第二十二号）

三十五 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第五項の事由及び日を定める規則（昭和六十二年香川県教育委員会規則第二十三号）

三十六 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（昭和六十三年香川県教育委員会規則第二十六号）

三十七 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成元年香川県教育委員会規則第三十一号）

三十八 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成二年香川県教育委員会規則第二十六号）

三十九 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成三年香川県教育委員会規則第二十一号）

四十 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成四年香川県教育委員会規則第二十四号）

四十一 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項の事由及び日を定める規則（平成四年香川県教育委員会規則第二十五号）

四十二 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成五年香川県教育委員会規則第十五号）

四十三 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成

六年香川県教育委員会規則第二十一号）

四十四 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第二十八号）

四十五 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成八年香川県教育委員会規則第二十五号）

四十六 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成九年香川県教育委員会規則第十五号）

四十七 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十年香川県教育委員会規則第十三号）

四十八 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十一年香川県教育委員会規則第二十一号）

四十九 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年香川県教育委員会規則第三十号）

五十 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切り替え等に関する規則（平成十五年香川県教育委員会規則第十六号）

五十一 平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成十五年香川県教育委員会規則第十八号）

五十二 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則（平成十七年香川県教育委員会規則第十六号）

（委任）
第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付等をされている改正前の既存規則（以下「改正前規則」という。）の様式による通知書等は、改正後の既存規則の様式による通知書等とみなす。

- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。
 (公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
- 4 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「右」を「上段」に、「左」を「下段」に改める。

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第十号

香川県教育委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている香川県教育委員会告示(以下「既存告示」という。)の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」

六 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七 動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一 動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二 動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」
十三 かかる	係る
十四 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五 各号の一	各号のいずれか
十六 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十七 外(直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。)	ほか
十八 すみやかに	速やかに
十九 および	及び
二十 ならびに	並びに
二十一 または	又は
二十二 もしくは	若しくは

二十三 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定め」、「の定めが」又は「の定め」
二十四 うえ	上
二十五 つど	都度
二十六 手続き	手続
二十七 「虞れ」又は「恐れ」	おそれ
二十八 の通り	のとおり
二十九 終り	終わり
三十 且つ	かつ
三十一 毎に	ごとに
三十二 これ等	これら

(形式の変更等)

第三条 既存告示の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、節、款、条、表(別表を含む。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)	五十音順による片仮名

及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	
四号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六表(別表及び規程形式以外の既存告示を含む。以下同じ。)中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
七表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット

十一 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。）
 イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの
 ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億

十二 「左」又は「左記」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

十四 「上欄」又は「上段」

十五 中段

十六 「下欄」又は「下段」

アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

次

それぞれ「上記」又は「同上」

左欄

中欄

右欄

（適用除外）

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によるものが適当でないと認められる部分で香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものについては、適用しない。

（委任）

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

（施行期日）

- この規程は、平成十九年一月一日から施行する。（経過措置）
- この規程の施行の際現に交付等をされている改正前の既存告示（以下「改正前告示」という。）の様式による通知書等は、改正後の既存告示の様式による通知書等とみなす。
- 改正前告示の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第九号

香川県教育委員会公告の用字及び用語の整備等について次のように定め、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十六日

香川県教育委員会

一 趣旨

この公告は、この公告の施行の際現に定められている香川県教育委員会公告（以下「既存公告」という。）の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

二 用字及び用語の整備

既存公告中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基つ」

六 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七 動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一 動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二 動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」
十三 かかる	係る
十四 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五 各号の一	各号のいずれか
十六 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十七 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
十八 すみやかに	速やかに
十九 および	及び
二十 ならびに	並びに
二十一 または	又は
二十二 もしくは	若しくは

二十三 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定め」、「の定めが」又は「の定め」
二十四 うえ	上
二十五 つど	都度
二十六 手続き	手続
二十七 「虞れ」又は「恐れ」	おそれ
二十八 の通り	のとおり
二十九 終り	終わり
三十 且つ	かつ
三十一 毎に	ごとに
三十二 これ等	これら

三 形式の変更等

- 1 既存公告の形式を左横書きに改正する。
- 2 既存公告中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表（別表を含む。）及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字	五十音順による片仮名

<p>又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>六 表（別表及び規程形式以外の既存公告を含む。以下同じ。）中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用</p>
	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>	<p>アラビア数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>

<p>するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>十一 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ロ 数字の単位として用いられている方又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該方又は億</p>	<p>十二 「左」又は「左記」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>十四 「上欄」又は「上段」</p>	<p>十五 中段</p>	<p>十六 「下欄」又は「下段」</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）</p>	<p>次</p>	<p>それぞれ「上記」又は「同上」</p>	<p>左欄</p>	<p>中欄</p>	<p>右欄</p>
<p>四 適用除外 1 二並びに三の二の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。 2 二、三及び一の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものについては、適用しない。</p>												
<p>五 委任 この公告に定めるもののほか、この公告の施行に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>												

公安委員会規則

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二十号

香川県公安委員会文書規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会文書規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「書式に」を「書式のうち規程形式以外の場合の書式例に」に改める。
別記様式第三号から別記様式第五号までを次のように改める。

2 全部改正の書式例

×××○○規則
×○○規則（○年香川県公安委員会規則第○号）の全部を改正する。
×（○○）
第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×（○○）
第2条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○○○○○○○○○○○○○。

3 一部改正の書式例

(1) 本則で改正する例

×××○○規則の一部を改正する規則
×○○規則（○年香川県公安委員会規則第○号）の一部を次のように改正する。
×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
×（○○） 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	×（○○） 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

×××附×則
×○○○○○○○○○○○○○○○○。

(2) 二つの規則を一つの規則の本則で改正する例

×××○○規則及び○○規則の一部を改正する規則

× (○○)

第1条×○○規則 (○年香川県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように×改正する。

改正後	改正前
× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

× (○○)

第2条×○○規則 (○年香川県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように×改正する。

改正後	改正前
× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(3) 三つ以上の規則を一つの規則の本則で改正する例

×××○○規則等の一部を改正する規則

× (○○)

第1条×○○規則 (○年香川県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように×改正する。

改正後	改正前
× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

× (○○)

第2条×○○規則 (○年香川県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように×改正する。

改正後	改正前
× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

× (○○)

第3条×○○規則 (○年香川県公安委員会規則第○号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように×改正する。

改正後	改正前
× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>□□□</u> ○○○○○。	× (○○) 第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ×○○○ <u>△△△</u> ○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(3) 三つ以上の規則を一つの規則の本則で廃止する例

×××○○規則等を廃止する規則
×次に掲げる規則は、廃止する。
×(1)×○○規則(○年香川県公安委員会規則第○号)
×(2)×○○規則(○年香川県公安委員会規則第○号)
×(3)×○○規則(○年香川県公安委員会規則第○号)
×××附×則
×○○○○○○○○○○○○○○○○。

(4) 他の規則の附則で廃止する例

(前 略)

×××附×則
×(○○)
1×○○○○○○○○○○○○○○○○。
×(○○)
2×○○規則(○年香川県公安委員会規則第○号)は、廃止する。

別記様式第5号(第6条関係)

1 規程形式の場合の書式例

●香川県公安委員会告示第○号
×○○規程を次のように定める。
×× 年 月 日
香川県公安委員会委員長××氏 名××
(以下の部分の書式は、規則の新規制定、一部改正及び廃止の例に準じたものとする。)

(形式の変更等)

第三条 既存規則の形式を左横書きに改正する。

2 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
七 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名

八 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字

左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

九 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字

アルファベット順による小文字のアルファベット

十 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)

アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとに

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの

コンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)

ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億

十一 上欄

左欄

十二 下欄

右欄

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から九の項まで、十一の項及び十二の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が定めるものについては、適用しない。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付等をされている改正前の既存規則(以下「改正前規則」という。)の様式による通知書等は、改正後の既存規則の様式による通知書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第十一号

香川県公安委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている香川県公安委員会告示(以下「既存告示」という。)の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
二 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
三 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
四 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
五 動詞「基く」の語幹「基」	「基つ」

六 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
七 動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
八 動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一 動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二 動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」
十三 かかる	係る
十四 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五 各号の一	各号のいずれか
十六 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十七 外(直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。)	ほか
十八 すみやかに	速やかに
十九 および	及び
二十 ならびに	並びに
二十一 または	又は
二十二 もしくは	若しくは

二十三 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定の」、「の定めが」又は「の定め」
二十四 うえ	上
二十五 つど	都度
二十六 手続き	手続
二十七 「虞れ」又は「恐れ」	おそれ
二十八 の通り	のとおり
二十九 終り	終わり
三十 且つ	かつ
三十一 毎に	ごとに
三十二 これ等	これら

(形式の変更等)

第三条 既存告示の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表(別表を含む。)及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字(左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。)	五十音順による片仮名

及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表(別表及び規程形式以外の既存告示を含む。以下同じ。)中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並び	アラビア数字(漢数字を区切

に次に掲げるものを除く。）
 イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの
 ロ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億

る読点は削り、三けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）

十二 「左」又は「左記」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

次

十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）

それぞれ「上記」又は「同上」

十四 「上欄」又は「上段」

左欄

十五 中段

中欄

十六 「下欄」又は「下段」

右欄

（適用除外）

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものについては、適用しない。

（委任）

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に交付等をされている改正前の既存告示（以下「改正前告示」という。）の様式による通知書等は、改正後の既存告示の様式による通知書等とみなす。
 3 改正前告示の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

警察本部分示

●香川県警察本部分示第二十一号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十八年十二月二十六日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部分示第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号2（2）を次のように改める。

九 動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
十 動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
十一 動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
十二 動詞「止む」又は「已む」の語幹「止」又は「已」	「や」
十三 かかる	係る
十四 形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十五 各号の一	各号のいずれか
十六 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
十七 外（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	ほか
十八 すみやかに	速やかに
十九 および	及び
二十 ならびに	並びに
二十一 または	又は
二十二 もしくは	若しくは
二十三 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定めの」、「の定めが」又は「の定めの」
二十四 うえ	上

二十五 つど	都度
二十六 手続き	手続
二十七 「虞れ」又は「恐れ」	おそれ
二十八 の通り	のとおり
二十九 終り	終わり
三十 且つ	かつ
三十一 毎に	ごとに
三十二 これ等	これら

(形式の変更等)

第三条 既存告示の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表（別表を含む。）及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあつては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いている片仮名	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>六 表(別表及び規程形式以外の既存告示を含む。以下同じ。)中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞又は熟語の一部として用いられているもの ロ 数字の単位として用いられている方又は億で</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)</p>

<p>あつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億</p>	
<p>十二 「左」又は「左記」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>十三 「右」若しくは「右記」又は「同右」(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>それぞれ「上記」又は「同上」</p>
<p>十四 「上欄」又は「上段」</p>	<p>左欄</p>
<p>十五 中段</p>	<p>中欄</p>
<p>十六 「下欄」又は「下段」</p>	<p>右欄</p>

(適用除外)

第四条 第二条並びに前条第二項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十六の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

2 第二条、前条及び前項の規定は、これらの規定によることが適当でないと認められる部分で別に定めるものについては、適用しない。

(補則)

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に交付等をされている改正前の既存告示(以下「改正前告示」という。)の様式による通知書等は、改正後の既存告示の様式による通知書等とみなす。

3 改正前告示の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会規則

香川県選挙管理委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規程をここに公布する。
平成十八年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規則第四号

香川県選挙管理委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県選挙管理委員会規則の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百四号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百八十三号

香川県選挙管理委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県選挙管理委員会告示の用字及び用語並びに形式については、香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程（平成十八年香川県告示第七百二十七号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

人事委員会規則

香川県人事委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第二十七号

香川県人事委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている香川県人事委員会規則（以下「既存規則」という。）の用字及び用語の整備並びに形式の変更に關し必要な事項を定めるものとする。

(用字及び用語の整備)

第二条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	よう音として用いられている「よ」	「よ」
二	促音として用いられている「っ」	「つ」
三	動詞「当る」の語幹「当」	「当た」
四	動詞「終る」の語幹「終」	「終わ」
五	動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
六	動詞「異なる」の語幹「異」	「異な」
七	動詞「差引く」の語幹「差引」	「差し引」
八	動詞「引続く」の語幹「引続」	「引き続」
九	動詞「基く」の語幹「基」	「基つ」
十	動詞「止む」の語幹「止」	「や」
十一	動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
十二	かかる	係る
十三	形容動詞「新に」の語幹「新」	「新た」
十四	うえ	上

十五	および
十六	各号のいずれか
十七	かつ
十八	ごとに
十九	この届けには
二十	これら
二十一	それぞれ「条件付採用」、 「条件付採用期間」又は 「条件付採用期間中」
二十二	速やかに
二十三	ただし
二十四	都度
二十五	手続
二十六	の定めが
二十七	付加提示
二十八	ほか
二十九	又は

(形式の変更等)

第三条 既存規則の形式を左横書きに改正する。

2 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一	章、節、条、表（別表を含む。以下同じ。）及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二	号の番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三	号を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字（左右を括弧で囲んだ文字又は数字にあっては、これらの括弧を含む。以下同じ。）及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
四	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	アラビア数字
五	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字又は数字及びこれを引用するために用いられている当該文字又は数字	五十音順による片仮名
七	漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに固有名詞又は熟語の一部として用いられているものを除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
八	左の	次の
九	上欄	左欄

(適用除外)

第四条 次の各号に掲げるものについては、第二条及び前条第二項の規定のうち当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号）第十三条第二号に用いられている「百三十万円」の「万」 前条第二項の表七の項
- 二 職員の任用に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第七号）第十四条に用いられている「条件附採用中」の「条件附採用」 第二条の表二十一の項
- 三 職員の任用に関する規則第四十二条に用いられている「および」 第二条の表十四の項
- 四 住居手当に関する規則（昭和四十九年香川県人事委員会規則第二十九号）第一号様式及び第二号様式に用いられている「上欄」 前条第二項の表九の項
- 五 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年香川県人事委員会規則第十号）第五条第一項に用いられている「左の」 前条第二項の表八の項

第五条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 超過勤務手当等の支給方法の特例に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第十二号）
- 二 給料の支給定日の特例に関する規則（昭和二十八年香川県人事委員会規則第十二号）
- 三 超過勤務手当等の支給方法の特例に関する規則（昭和二十八年香川県人事委員会規則第十三号）
- 四 超過勤務手当等の支給方法の特例に関する規則（昭和二十九年香川県人事委員会規則第九号）
- 五 超過勤務手当等の支給方法の特例に関する規則（昭和三十年香川県人事委員会規則第九号）
- 六 超過勤務手当等の支給の特例に関する規則（昭和三十一年香川県人事委員会規則第十八号）
- 七 職務の等級の最高の号級又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の給料の切

替えに関する規則（昭和三十七年香川県人事委員会規則第一号）

- 八 職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和三十七年香川県人事委員会規則第十二号）
- 九 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和三十八年香川県人事委員会規則第十五号）
- 十 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和三十九年香川県人事委員会規則第十一号）
- 十一 最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額の決定等に関する規則（昭和四十年香川県人事委員会規則第四号）
- 十二 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第一号）
- 十三 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第二十四号）
- 十四 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十二年香川県人事委員会規則第十九号）
- 十五 最高号給をこえる給料月額を受ける職員等の昭和四十二年改正条例附則第十一项の規定に基づく給料月額に関する規則（昭和四十三年香川県人事委員会規則第六号）
- 十六 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十三年香川県人事委員会規則第十七号）
- 十七 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十四年香川県人事委員会規則第十三号）
- 十八 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第十八号）
- 十九 最高号給等を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則（昭和四十六年香川県人事委員会規則第十二号）
- 二十 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十七年香川県人事委員会規則第二十一号）
- 二十一 最高号給等を受ける職員等の給料の切替えに関する規則（昭和四十八年香川県人事委員会規則第十七号）

<p>二十二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二項の人事委員会規則で定める事由及び日を定める規則(昭和四十八年香川県人事委員会規則第二十一号)</p> <p>二十三 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和四十九年香川県人事委員会規則第九号)</p> <p>二十四 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等に関する規則(昭和四十九年香川県人事委員会規則第十八号)</p> <p>二十五 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和四十九年香川県人事委員会規則第二十三号)</p> <p>二十六 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十年香川県人事委員会規則第十六号)</p> <p>二十七 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十一項の人事委員会規則で定める事由及び日を定める規則(昭和五十年香川県人事委員会規則第十七号)</p> <p>二十八 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十一年香川県人事委員会規則第十四号)</p> <p>二十九 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九項の人事委員会規則で定める事由及び日を定める規則(昭和五十二年香川県人事委員会規則第十三号)</p> <p>三十 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十二年香川県人事委員会規則第十六号)</p> <p>三十一 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十三年香川県人事委員会規則第十一号)</p> <p>三十二 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十四年香川県人事委員会規則第九号)</p> <p>三十三 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第六項の人事委員会規則で定める事由及び日を定める規則(昭和五十四年香川県人事委員会規則第十号)</p> <p>三十四 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十五年香川県人事委員会規則第十一号)</p> <p>三十五 最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和五十六年香川県人事委員会規則第二十二号)</p> <p>三十六 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第六項の事由及び日を定め</p>	<p>る規則(昭和五十六年香川県人事委員会規則第二十三号)</p> <p>三十七 管理又は監督の地位にある職員の範囲及び給与の調整に関する規則(昭和五十六年香川県人事委員会規則第二十四号)</p> <p>三十八 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十項の月を定める規則(昭和五十六年香川県人事委員会規則第二十五号)</p> <p>三十九 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和五十八年香川県人事委員会規則第八号)</p> <p>四十 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和五十九年香川県人事委員会規則第七号)</p> <p>四十一 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十一号)</p> <p>四十二 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和六十一年香川県人事委員会規則第十二号)</p> <p>四十三 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第六項の事由及び日を定める規則(昭和六十二年香川県人事委員会規則第十一号)</p> <p>四十四 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和六十二年香川県人事委員会規則第十二号)</p> <p>四十五 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和六十三年香川県人事委員会規則第二十号)</p> <p>四十六 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成元年香川県人事委員会規則第十五号)</p> <p>四十七 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成二年香川県人事委員会規則第十九号)</p> <p>四十八 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成三年香川県人事委員会規則第十七号)</p> <p>四十九 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十二項の事由及び日を定める規則(平成四年香川県人事委員会規則第十六号)</p> <p>五十 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成四年香川県人事委員会規則第十九号)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五十一 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成五年香川県人事委員会規則第十一号）

五十二 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成六年香川県人事委員会規則第十六号）

五十三 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成七年香川県人事委員会規則第二十一号）

五十四 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成八年香川県人事委員会規則第十五号）

五十五 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成九年香川県人事委員会規則第十四号）

五十六 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十年香川県人事委員会規則第十八号）

五十七 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十一年香川県人事委員会規則第十六号）

五十八 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年香川県人事委員会規則第二十四号）

五十九 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成十五年香川県人事委員会規則第十七号）

六十 平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成十五年香川県人事委員会規則第十八号）

六十一 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則（平成十七年香川県人事委員会規則第十一号）

（補則）

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の既存規則の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

3 職員の給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
第十七条中「直に」を「直ちに」に改める。

4 職員の任用に関する規則の一部改正

第十四条中「条件附採用中」を「条件付採用期間中」に改める。

第四十二条中「第六条ただし書および」を「、第六条ただし書に規定する場合又は」に、「附加して」を「加えて」に改める。

第四十四条の見出しを「（辞退の届出）」に改め、同条第二項中「届」を「届出」に改める。

第四十五条中「任命権者」を「前条第一項の規定により任命権者」に、「届」を「届出」に改める。

第四十六条中「届」を「届出」に改める。

5 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「右」を「上段」に、「左」を「下段」に改める。
別表第三十二を次のように改める。

別表第32 特定職員昇給号給数表（第31条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第4条第8項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

（香川県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正）

6 香川県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成十四年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 第三条第三項中「はじめ」を「初め」に改める。

人事委員会告示

●香川県人事委員会告示第二号

香川県人事委員会告示の形式の変更等に関する規程を次のように定める。
 平成十八年十二月二十六日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会告示の形式の変更等に関する規程

1 この規程の施行の際現に定められている香川県人事委員会告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正する。

2 既存告示中次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定めるものに改める。

- 一 別表の番号として用いられている漢数字 アラビア数字
- 二 漢数字(前号に掲げるもの及び固有名詞の一部として用いられているものを除く。) アラビア数字

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

労働委員会規程

香川県労働委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県労働委員会会長 細 川 進

香川県労働委員会規程第一号

香川県労働委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県労働委員会規程の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百四号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

労働委員会告示

●香川県労働委員会告示第三号

香川県労働委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県労働委員会会長 細川 進

香川県労働委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県労働委員会告示の用字及び用語並びに形式については、香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程（平成十八年香川県告示第七百二十七号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

収用委員会規則

香川県収用委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県収用委員会会長 堀井 茂

●香川県収用委員会規則第一号

香川県収用委員会規則の用字及び用語の整備等に関する規則

香川県収用委員会規則の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百号）の規定の例による。

附則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

収用委員会告示

●香川県収用委員会告示第一号

香川県収用委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県収用委員会会長 堀井 茂

香川県収用委員会告示の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県収用委員会告示の用字及び用語並びに形式については、香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程（平成十八年香川県告示第七百二十七号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

海区漁業調整委員会規程

香川海区漁業調整委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川海区漁業調整委員会会長 高橋 昭

●香川海区漁業調整委員会規程第二号

香川海区漁業調整委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

香川海区漁業調整委員会規程の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会規程

香川県内水面漁場管理委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽田 剛

●香川県内水面漁場管理委員会規程第一号

香川県内水面漁場管理委員会規程の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県内水面漁場管理委員会規程の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百号）の規定の例による。

附則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

企業管理規程

香川県企業管理規程の用字及び用語の整備等に関する規程をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第三号

香川県企業管理規程の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県企業管理規程の用字及び用語並びに形式については、香川県規則の用字及び用語の整備等に関する規則（平成十八年香川県規則第四百四号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。

企業告示

●香川県企業告示第一号

香川県企業告示の用字及び用語の整備等に関する規程を次のように定める。

平成十八年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業告示の用字及び用語の整備等に関する規程

香川県企業告示の用字及び用語並びに形式については、香川県告示の用字及び用語の整備等に関する規程（平成十八年香川県告示第七百二十七号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成十九年一月一日から施行する。